質問書に対する回答９

件名	東関東自動車道　潮来舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	アスファルト舗装及び粒状路盤全般について	試験舗装については、高弾性上層路盤工、アスファルトコンクリート表層工・遮水性基層工・橋梁レベリング層工、加熱アスファルト安定処理路盤工の全てのアスファルト混合物及び粒状路盤工（下層路盤(t=15cm)、上層路盤(t=15cm)）について実施するとの解釈でよろしいでしょうか。また、試験舗装の実施場所は、本線上で概ね1,000m2程度行い、撤去はしないで良いものと解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
2	特記仕様書P38　コンクリート防護柵について	コンクリート防護柵工B及びB1について、防護柵本体以外の材料費（PC鋼より線、定着金具グリップ、シール材など）は含むと解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりお考えください。
3	建設副産物の活用等	特記仕様書20-2(1)にてコンクリート塊の数量、約1m3と記載されております。アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により、別途250m3のコンクリート塊が発生します。アスファルトプラントの基礎コンクリート撤去により発生するコンクリート塊についても、積算上の条件明示の処理施設にて当初計上していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
4	参考図13/15 プラント敷地造成詳細図について	プラント敷地造成詳細図(参考図：13/15)の数量表に於いて、舗装t=20cmで2,600m2をRC-40と記載されておりますが、材料置場(2,000m2)については、数量表に記載がありません。材料置場に関しては、15cm程度の砕石の敷均しについては見込んでいないとの解釈で宜しいでしょうか。	土木工事積算基準2-7-2「各種プラントの敷地関係」に記載のとおり、15cm程度の再生砕石の敷均し転圧を見込んでおります。
5	プラント敷地の現況復旧について	特記仕様書5-2(3)　プラント敷地の現況復旧にて、原形復旧の範囲は、プラント、営繕物等の仮設工作物及び残材等の撤去及び基面の整形までとするとなっております。プラント敷地造成・材料置場・場内道路費において、場内道路の整備にて再生砕石を用いておりますが、この再生砕石については、掘削・運搬・処分を計上するのでしょうか、それとも、再生砕石の掘削・運搬・処分の当初計上は無いと考えるのでしょうか。また、仮設アスファルトプラント敷地造成・材料置場・場内道路整備に使用した敷均し材を処分するにあたり、処分費は路盤廃材としてお考えでしょうか、それとも残土処分としてお考えでしょうか。	再生砕石の掘削・運搬・処分の当初計上はありません。 仮設アスファルトプラント敷地造成・材料置場・場内道路整備に使用した敷均し材については存置するものとお考えください。

6	割掛対象表 プラントの設置・撤去・点検費（アスファルト）について	この費用には、設置・撤去期間中の仮設プラントの供用日損料を含むと記載されておりますが、供用日損料を何日見込んでいるかご教示願います。	供用日損料は約50日を見込んでいます。
7	割掛対象表 プラント運搬費（アスファルト）について	この費用には運搬期間中の仮設プラント機械の供用日損料を含むと記載されておりますが、供用日損料を何日見込んでいるかご教示願います。	供用日損料は約1日を見込んでいます。